

Money&Investment

最後は自分一人……こんな心構えをする人が増えている。子供がない夫婦の割合が過去20年で2倍になり、一人暮らしも増加。財産を残す次世代がない時代になりつつある。子供のない相続では遺言がとりわけ大切になる。どんな準備が必要だろうか。

東京都に住む80代の女性、池田順子さん(仮名)は、自宅に住み続けられるか不安を感じている。昨年、夫を亡くし、子供がないので一人で静かに暮らすつもりだった。

疎遠な親族登場

葬儀に訪れた夫の兄弟とおいやめいが「遺産相続の権利がある」と言い出した。その数、10人ほどと会ったことがない人もいた。自宅は夫名義で、預金は池田さんにとって生活費の一部。ただ、夫は遺言を残していなかった。分けるよう求められたら、どうなるのか気がかりでならない。

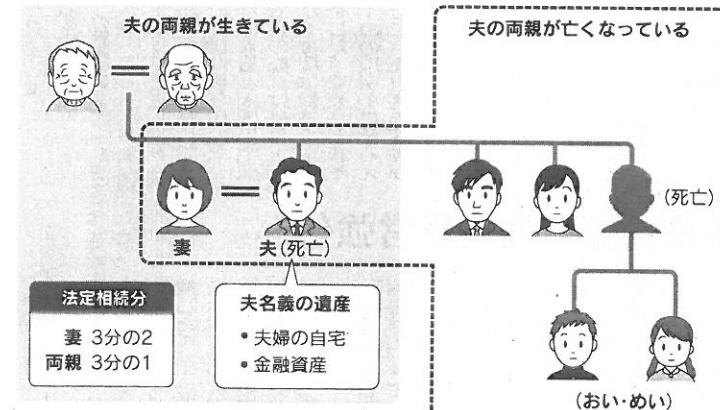
子供がない夫婦で夫が亡くなれば、法律上はまず、妻と夫の両親が相続する権利を持つ(図A)。両親がいなければ妻と夫の兄弟姉妹で分ける。さらに兄弟姉妹も亡くなっていれば、権利はおいめいに受け継がれる。

「口」の疎遠だと、相続の権利をためらいなく主張する傾向がある。弁護士の内優宏氏は指摘する。法定相続分を求められれば最悪、自宅の売却を迫られる可能性もある。武内氏は「子供がない夫婦は互いに遺言を書いておくべきだ」と訴える。

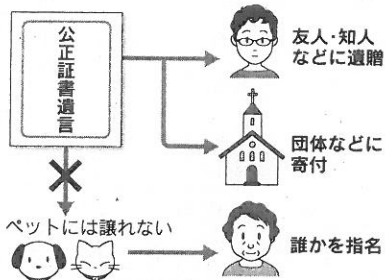
遺言があれば不安は幾分か和らぐ。兄弟姉妹には遺留分(原則、法定相続分の半分)

子供いない相続、遺言が要

A 遺言がないと付き合いが薄い親族が登場してもめる?(注)一般的な場合



B 親族以外に遺産を渡す方法は



C 一人暮らしの人が書き残しておきたいこと

- 連絡してほしい人
 - 取引先の銀行や証券会社、保険会社など
 - 車やバイクを置いてある駐車場、かきの保管場所
 - パソコンやインターネットサイトのIDとパスワード
 - ペットの名前、年齢、かかりつけ医、任せる人など
- (注) FPの金子祐子氏、キーパースの吉田太一社長のアドバイスにより作成

守る 継ぐ

と65歳以上の世帯のうち、2010年に31%を占めていた一人暮らしは35年に38%に上がると予測する。友人・知人に遺贈の形で譲りたいなどの希望があれば、やはり遺言が必要だ(図B)。

遺言を守ってもらうためには、書かれたことを実行する「遺言執行者」を決めておくのが欠かせない。友人や親族を指名するなり、事前に相談しておくのが無難だ。

信託銀行などが遺言執行者に就く「遺言信託」もあり、「子供がない人の利用も多い(りそな銀行)。手数料は銀行などによって違い、りそなでは21万円から。公証役場や公正証書遺言を作ることが多いので「遺言信託」もあり、夫婦2人暮らしはいずれ1人になる。最後は誰に継がせるかが大きな問題だ。国立社会保障・人口問題研究所によ

条件でその手数料もかかる。遺産を寄付したいとの希望も多い。ただ、贈り先に考えている団体などが受けてくれるか、まずは確認する必要がある。「不動産の寄付を受ける団体は一部で、基本は現金(りそな銀)。遺言執行者が不動産などを売却し、代金を分けたり寄付したりする「清算型遺言執行」は、信託銀行では受け付けられないことが多い。弁護士など専門家の依頼を検討しよう。

大切なペットの世話も心配のタネの一つ。「ペットは動産(物)なので相続人になれない(武内氏)が、親族などを指名して「世話すること」を条件に遺産を譲る」と遺言

託す人決め、事前に相談

を残す方法はある。信頼できると人に残すのがポイントだ。ファイナンシャルプランナー(FP)の幸祐子氏は「最期まで親族に頼りたくない」と考える一人暮らしの人が多い」と話す。だが、死後のことまで考えて準備しておく方がいい。遺品の分け方や清掃などを請け負うキーパース(東京・大田)の吉田太一社長は「死後に細かいことがわからず、困る遺族が多い」と指摘する。

FPの金子氏は「入院時に日用品のとりまとめを頼める知人や、死亡時に連絡してほしい人は、一覧表にしておく」とアドバイスする。取引がある銀行なども書いておかないと、誰も知らない口座残りが残る。知人から借りたものや、駐車場と車のかきの保管場所、ペットのかかりつけの病院などは、親族でもわからない。パソコンなどのパスワードも同様だ(図C)。

「書き残しておけば親族などが助かることがあるというある(キーパースの吉田社長)。

「遺言を残す」といっても、遺言執行者や、死後の火葬・埋葬や事務手続きの生前契約を引き受けているほか、生きている間に施設に入居する際の保証人や身元引受人などになる依頼にも応じる。死後に備えて公正証書遺言で火葬や遺品の整理を同法人に任せるのが条件だ。死後の費用は最低50万円必要。生前に支援を頼む場合は追加で費用がかかる。

武内氏は「遺言などで完璧に備えても、気が付いたら足りない意味がない」と強調する。託す人の連絡先を冷蔵庫のドアなど目につきやすい場所に貼り、財布にも入れて携帯することを勧める。

貸金庫は遺言がないと遺族全員の合意がなければ開けられないので、意外に手間がかかる。死後の手配などを記した書類などの保管場所には注意しよう。(大賀智子)

「遺言執行者」を決めておくのが欠かせない。友人や親族を指名するなり、事前に相談しておくのが無難だ。

信託銀行などが遺言執行者に就く「遺言信託」もあり、「子供がない人の利用も多い(りそな銀行)。手数料は銀行などによって違い、りそなでは21万円から。公証役場や公正証書遺言を作ることが多いので「遺言信託」もあり、夫婦2人暮らしはいずれ1人になる。最後は誰に継がせるかが大きな問題だ。国立社会保障・人口問題研究所によ

条件でその手数料もかかる。遺産を寄付したいとの希望も多い。ただ、贈り先に考えている団体などが受けてくれるか、まずは確認する必要がある。「不動産の寄付を受ける団体は一部で、基本は現金(りそな銀)。遺言執行者が不動産などを売却し、代金を分けたり寄付したりする「清算型遺言執行」は、信託銀行では受け付けられないことが多い。弁護士など専門家の依頼を検討しよう。

大切なペットの世話も心配のタネの一つ。「ペットは動産(物)なので相続人になれない(武内氏)が、親族などを指名して「世話すること」を条件に遺産を譲る」と遺言

「遺言を残す」といっても、遺言執行者や、死後の火葬・埋葬や事務手続きの生前契約を引き受けているほか、生きている間に施設に入居する際の保証人や身元引受人などになる依頼にも応じる。死後に備えて公正証書遺言で火葬や遺品の整理を同法人に任せるのが条件だ。死後の費用は最低50万円必要。生前に支援を頼む場合は追加で費用がかかる。

武内氏は「遺言などで完璧に備えても、気が付いたら足りない意味がない」と強調する。託す人の連絡先を冷蔵庫のドアなど目につきやすい場所に貼り、財布にも入れて携帯することを勧める。

貸金庫は遺言がないと遺族全員の合意がなければ開けられないので、意外に手間がかかる。死後の手配などを記した書類などの保管場所には注意しよう。(大賀智子)

保管場所にも注意

一人暮らしを支援する団体に頼る手もある。神奈川県の大塚一郎さん(仮名、81)は「昨年、妻を亡くした。子供は、親族は兄、妹とおいめい。高齢者向けの施設で暮らそうと思ったが、(身元引受人が必要)と言われた。金銭面の保証、死後の手続きや整理まで責任があり、親族に負担をかけてしまおうと不安になった。堺さんは悩んだ末、NPO法人「りすシステム」の説明会に参加した。りすシステムは1993年から、死後の火葬・埋葬や事務手続きの生前契約を引き受けているほか、生きている間に施設に入居する際の保証人や身元引受人などになる依頼にも応じる。死後に備えて公正証書遺言で火葬や遺品の整理を同法人に任せるのが条件だ。死後の費用は最低50万円必要。生前に支援を頼む場合は追加で費用がかかる。